

川棚町大切ないのちを守る自殺対策計画(第2期)

～地域で手をつなぎ、心をつなぐ～(案)

計画策定の背景・見直しの趣旨

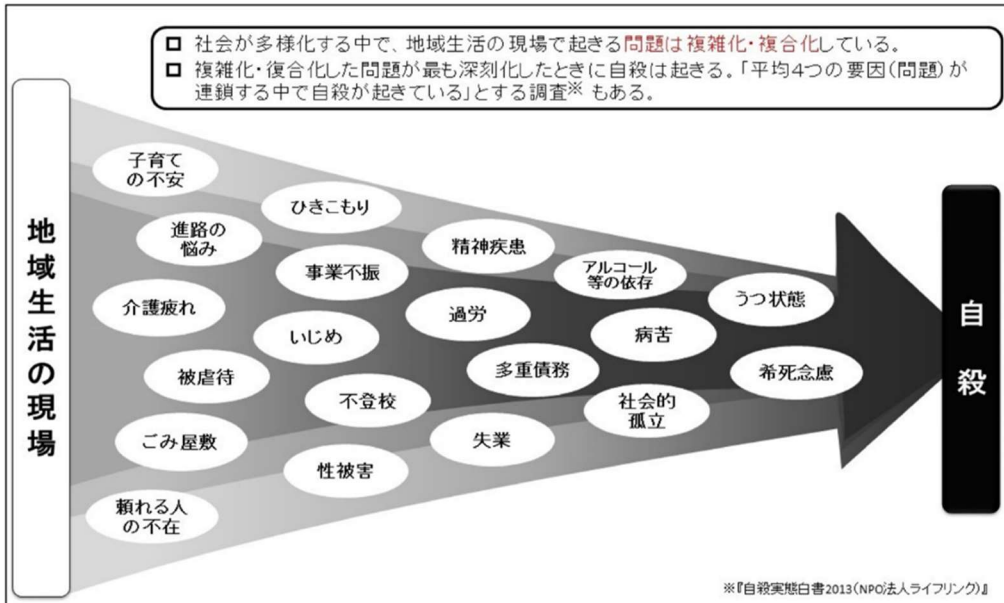
自殺は、「個人の問題」ではなく、「社会の問題」と認識されるようになり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、社会全体の取組みを推進し、一定の成果を上げてきました。

しかし、コロナ禍の影響を受け、孤立などの社会全体の自殺リスクが高まったことにより、自殺者数が前年を上回っています。

本計画は、自殺対策基本法に基づき、全ての市町村が策定する「市町村自殺対策計画」として位置づけられるもので、「生きるための包括的支援」を庁内及び関係機関・団体等が連携して実施することで、自殺対策のより一層の推進を目指すための指針として策定します。

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であり、防ぐことのできる死です

<自殺の危機要因イメージ>

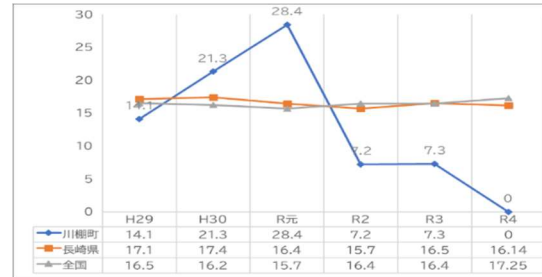


川棚町における自殺の現状

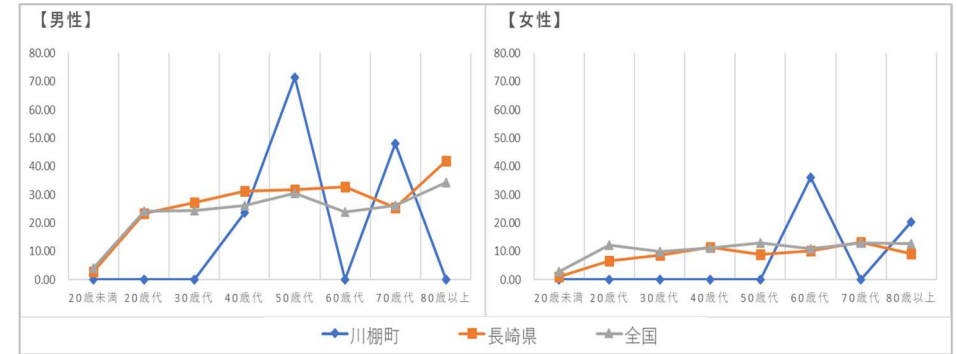
概要版

○5年間の自殺者数は9人(男性6人・女性3人)

○自殺死亡率は、国・県と比べると低い



○年代別では、50～70歳代の割合が高い



○自殺の原因は、生活困窮や勤務問題によるものが多い

支援が優先されるべき対象群: 無職者・失業者、生活困窮者、勤務・経営、高齢

計画の期間と数値目標

本文 P2

本計画の期間は、2024～2028年の5年間です。

本計画では、自殺総合対策大綱の基本理念でもある「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目的に、自殺者0を目指します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
年間自殺者数	1.8人 (H30～R4の平均)	0人

自殺対策の取り組み

本町の自殺対策は、国の定める5つの基本施策に加え、自殺実態の分析により示された3つの重点施策を組み合わせて、地域の特性に応じた自殺対策に取り組みます。

基本 施策	1. 地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政では、窓口対応や各業務の中で、自殺対策の視点を持ち町民の対応ができるよう知識を普及し、庁舎内における連携・見守りの強化を行う。 ・様々な団体が参加する会議などにおいて、自殺対策について情報共有や、ケースの検討などを行い、関係者の連携体制の構築・強化を図り、自殺対策を町全体の取り組みとして推進する。 	
	2. 自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・役場職員をはじめ、地域の関係者、町民等に対し、相談窓口の周知、研修会などを行い、「気づき」ができる人材育成に取り組む。 ・自死遺族を支える寄り添い支援についても、各部署連携し取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成講座の開催 ・役場職員の自殺対策に関する研修会の開催
	3. 住民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及、さらに、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが町民の共通認識となるよう、様々な機会を活用し、周知する。 ・町民に各種相談窓口を周知し、必要な時に適切な支援につながるよう取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・こころの健康に関する知識の普及啓発 ・広報・HP等の活用 ・各種計画の周知
	4. 生きることの促進要因への支援	<p>各種相談支援や困難を抱えている人の支援を行い、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談対応の実施、関係機関との連携した支援 ・居場所づくり、生きがいづくりの支援 ・相談窓口の周知 ・各種相談業務・サービスの適切な利用の促進 ・経済的な支援 ・遺された人への支援
	5. 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育	<p>児童生徒に心の健康に関する正しい知識を身につけさせるとともに、「生きるための包括的な支援」として、児童生徒が困難やストレスに直面した時には、SOS を出すことができることを学ぶ教育を進めるとともに、その受け手となる教育従事者等に対して、「SOS の受け止め方」に関するスキルの取得などについて教育機関と連携しながら推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを伝える教育の実施 ・保護者向けの情報提供 ・教職員への支援 ・相談窓口の周知
重点 施策	1. 生活困窮者・無職者・失業者への支援	<p>生活困窮者の背景には、多重債務、労働・雇用問題、精神疾患、障がい等の多様かつ広域的な問題を複合的に抱えていることが多く、社会から孤立しやすい傾向がある。様々な問題を抱えた人が自殺に至らないよう、一人ひとりのニーズを把握し、横断的な支援に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応と関係機関と連携した支援 ・生活困窮者への自立支援 ・税金、各種料金納付に関する相談、徴収業務 ・健康診査、保健事業の実施 ・子どもの医療費、手当等に関する支援
	2. 働き世代への支援	<p>働き世代へのメンタルヘルス対策を行い、心身の健康を維持するための取り組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等への啓発資料配布 ・メンタルヘルスに関する情報提供 ・健康診断・がん検診の実施 ・中小企業への支援
	3. 高齢者への支援	<p>「川棚町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に沿って、高齢者が健康を維持し、日々の生活において生きがいを持ち、安心して暮らすことができるよう推進する。</p>	